

秋田県告示第 1 号

秋田県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年秋田県条例第 3 号）第 6 条の規定により、次のとおり秋田県立総合射撃場の指定管理者を指定したので、同条例第 8 条の規定に基づき、公告する。

平成27年 1 月 6 日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 1 指定管理者の住所及び名称
秋田市新屋町字砂奴寄 4 番 6
一般財団法人秋田県総合公社
- 2 指定の期間
平成27年 4 月 1 日から平成28年 3 月31日まで